

平成16年（行ウ）第68号 公金支出差止等請求事件

第1 事案の概要

判決4頁ないし5頁参照

第2 当裁判所の判断の要旨

- 1 被告水道局長及び被告企業庁長が国土交通大臣に対しハツ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める部分は、住民訴訟の対象とはならないから、不適法であるとして、却下する。
- 2 被告水道局長及び被告企業庁長に対する損害賠償請求について、監査請求前置を満たしているかについては、住民訴訟と監査請求の間には同一性が肯定されると解すべきであるから、訴えは適法である。
- 3 一般会計繰出金の支出に相当な蓋然性があるかについては、本件一般会計繰出金の支出に係る同繰出金の支出がされる相当程度の蓋然性があるとはいえないから、不適法である。
- 4 建設費負担金の支出命令の違法性について
 - ア 国土交通大臣の納付通知に従って、建設費負担金を支出する行為が例外的に違法となる場合とは、ダム使用権設定申請の取下げを行わないことが、合理的な裁量の範囲を逸脱した場合に限られるというべきである。
 - イ 千葉県水道局の水需要予測又は安定水源確保の判断については、千葉県水道局の平成13年の予測が明らかに不合理な推計であると認めるのは困難である。また、千葉県水道局は、平成13年の水需給計画を策定後、平成16年3月に同計画を変更し（甲9）、平成18年2月に中期経営計画を策定した（乙298）ことが認められるが、これらの変更及び計画についても、千葉県水道局の予測が明らかに不合理であることを推認させるような事情は認められない上、千葉県水道局の平成20年の予測が明らかに不合理な推計であるとは認められない。

また、千葉県水道局の保有水源の評価が明らかに不合理であるとは認めら

れない。

ウ 千葉県企業庁の水需要予測又は安定水源確保の判断については、千葉県企業庁が作成した平成14年8月2日付け「工業用水に係る長期水需要の見通しと供給計画について」、平成20年3月27日付け「長期水需給の見通しについて」の水需要予測の予測値が明らかに不合理であるとまではいえない。

そして、千葉関連4地区工業用水道において、各地区事業間での水源の融通が可能であることが明らかではない上、それを行わないことが千葉県企業庁の裁量を逸脱していると認められるような事情はない。

エ また、千葉県水道局及び千葉県企業局が、渇水による生活及び産業等への影響は深刻であるとして、渇水が生じないように給水の安定的確保を図ることが不合理であるとまでは認められない。

オ 以上によれば、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長が、ハッ場ダム使用权設定申請を取り下げないとの判断が合理的な裁量の範囲を逸脱したものであるとはいえず、建設負担金についての千葉県水道局長及び千葉県企業庁長の支出等がその職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされる違法なものということとはできない。

5 受益者負担金の支出命令の違法性について

ア 受益者負担金の支出が違法になる場合は、国土交通大臣のする通知が著しく合理性を欠き、そのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、千葉県知事がする支出に関する行為がその職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされる場合をいい、そのような場合とは、本件事業それ自体の瑕疵が重大かつ明白であって、利根川水系工事実施基本計画等が無効であるといった特段の事情がある場合に限られると解するのが相当である。

イ ハッ場ダムの治水対策上の必要性については、①基本高水ピーク流量の算出が不合理であり、計画に瑕疵があるといえるかについては、計画流量であ

る2万2000 m³/秒が明らかに不合理であると判断することはできないこと、②利根川の治水計画が破綻しているとは認められないこと、③八ッ場ダムのカスリーン台風が再来した場合においては、八ッ場ダムの治水効果はないと認められるが、他の降雨パターンで、八ッ場ダムは洪水調節効果を発揮することが認められることなどから、八ッ場ダムに治水効果がないとは認められない。

また、八ッ場ダムの洪水調節効果量の算定が不合理であるとはいえない。

ウ 次に、ダムを設置した場合の危険性については、八ッ場ダムの基礎地盤が不適格な脆弱なものであること、危険性のある地すべりが発生する可能性の高い箇所について、国土交通省が対策を放置し、今後も対策を行わないことが確定していること等の事情は認められず、八ッ場ダムの建設に関する基本計画あるいはこれらに基づき建設される八ッ場ダムそれ自体の瑕疵が重大かつ明白であって、八ッ場ダムの建設に関する基本計画が無効であるなどの特段の事情があるとはいえない。

エ 原告らは、その他にも、中和生成物の八ッ場ダムへの影響及び環境への影響について受益者負担金の支出が違法であるとして、治水の必要性がないこと等につき、主張及びこれに関する証拠を提出するが、これらを踏まえても、前記特段の事情があるとはいえない。

6 水特負担金及び基金負担金について

前記4及び5によれば、被告水道局長及び被告企業庁長による八ッ場ダムによる水源の確保が千葉県にとって必要であるとの判断が、合理的な裁量の範囲を逸脱して違法であるとまではいえず、千葉県が八ッ場ダムによる治水上の利益を受けることがないとはいえないことから、水特負担金及び基金負担金の支出等が違法であるとは、認められない。